

香川県地球温暖化対策推進計画の概要

■ 計画の基本的事項

○ 計画策定の趣旨

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条の 3 第 3 項に規定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、香川県生活環境の保全に関する条例（昭和 46 年条例第 1 号）第 88 条に規定する「地球温暖化対策に関する計画」であり、かつ、「香川県環境基本計画」の施策を実施するための個別計画である。

本県では、平成 18 年 3 月に「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできたが、今後、県民や事業者、行政等が一体となって、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入を一層推進し、温室効果ガスの排出量が削減された「低炭素社会」を構築することを目的に、新たな計画を策定するものである。

○ 計画の期間等

- ・ 基準年 京都議定書の基準年である平成 2（1990）年度
- ・ 目標年度 平成 27（2015）年度
- ・ 計画期間 平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの 5 年間

○ 計画の対象とする温室効果ガス

京都議定書で定められた 6 種類の温室効果ガス（主たる削減対象は二酸化炭素とする）

- ・ 二酸化炭素（CO₂）
- ・ メタン（CH₄）
- ・ 一酸化二窒素（N₂O）
- ・ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ・ パーフルオロカーボン（PFC）
- ・ 六ふっ化硫黄（SF₆）

○ 計画の基本目標

温室効果ガスの排出量が削減された「低炭素社会」の構築

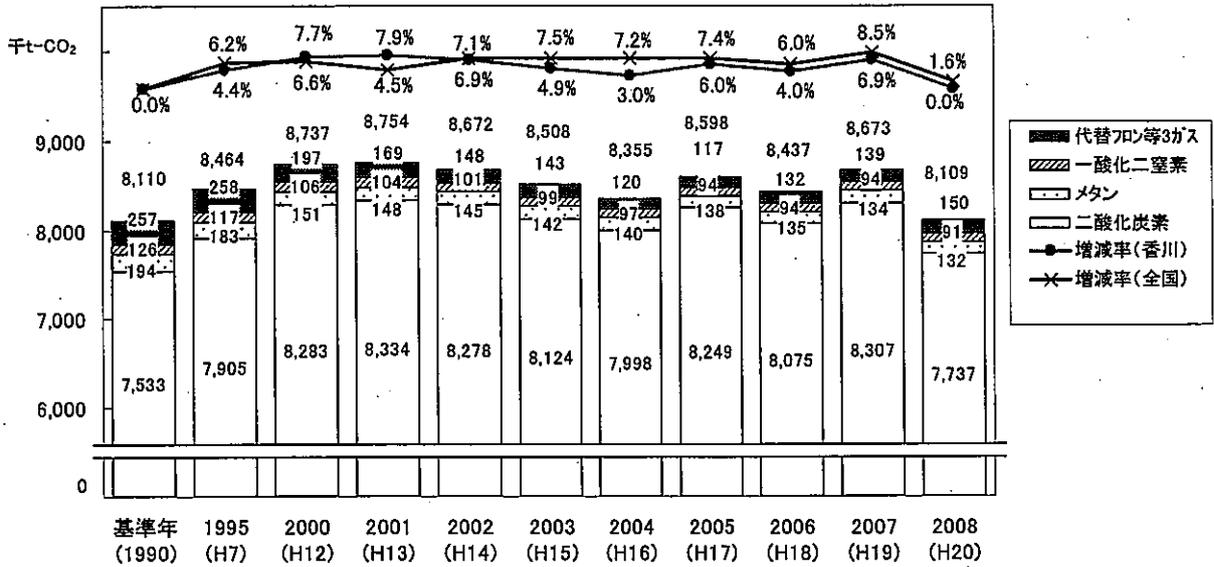
《低炭素社会の将来像》

- 県民や事業者などが、日常生活や事業活動の中で、省エネ行動の実践、省エネ型設備・機器の使用、建物の省エネ化など、温室効果ガスの削減に主体的に取り組む低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが定着し、県内の温室効果ガス排出量が着実に減少しています。
- 移動に徒歩や公共交通機関が利用できる集約型のまちづくりが進むとともに、公共交通機関等による移動が選択され、自動車の混雑が低減される交通環境の整備が進んでいます。
- 住宅や事業所では、日照時間が長いという本県の特徴を生かした太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- 森林は、適切な整備や保全が行われ、都市緑化が広がることによって、CO₂吸収源として地球温暖化の防止に貢献しています。

■ 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

○ 温室効果ガス排出量の現状

本県の平成 20 (2008) 年度における温室効果ガス排出量は、8,109 千 t-CO₂ で、全国の排出量 (1,281.8 百万 t-CO₂) の 0.63% を占めており、京都議定書の基準年である平成 2 (1990) 年度の総排出量とほぼ同じ水準となっている。また、温室効果ガスの種類別構成比では、二酸化炭素が全体の 95.4% を占めている。



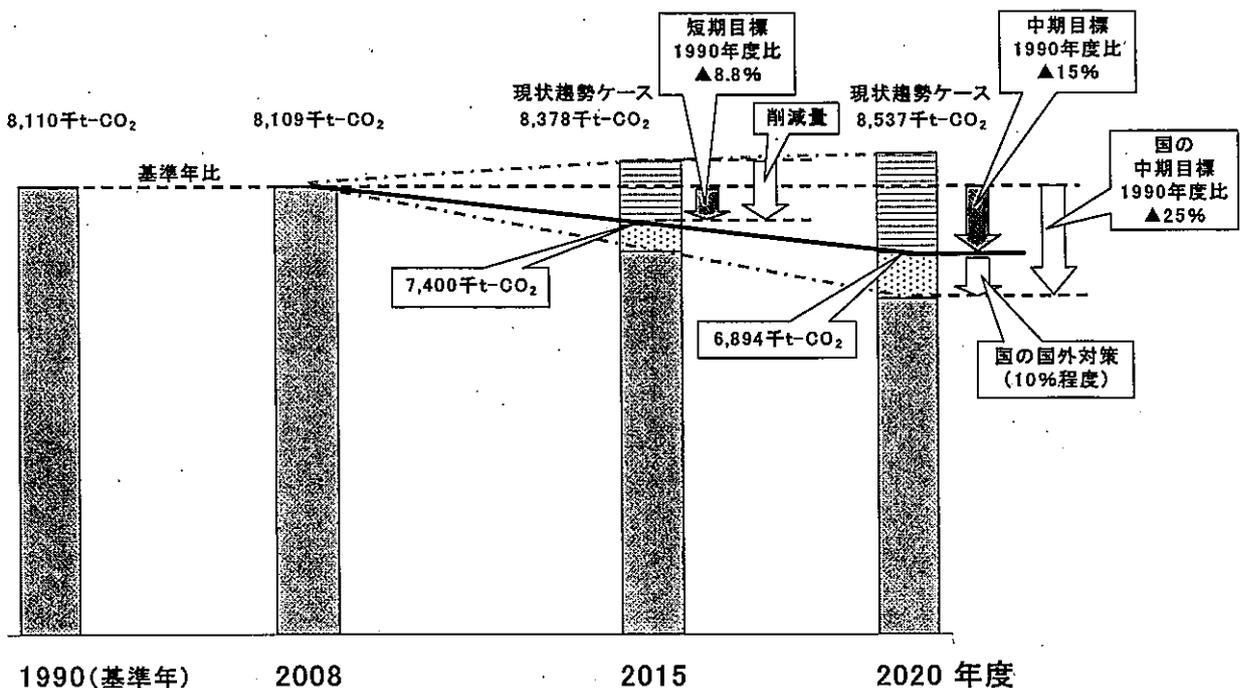
○ 温室効果ガス排出量の削減目標

中期目標 (平成 32 (2020) 年度)

基準年 (1990 年度) 比で 15% 削減し、6,894 千 t-CO₂ とする。

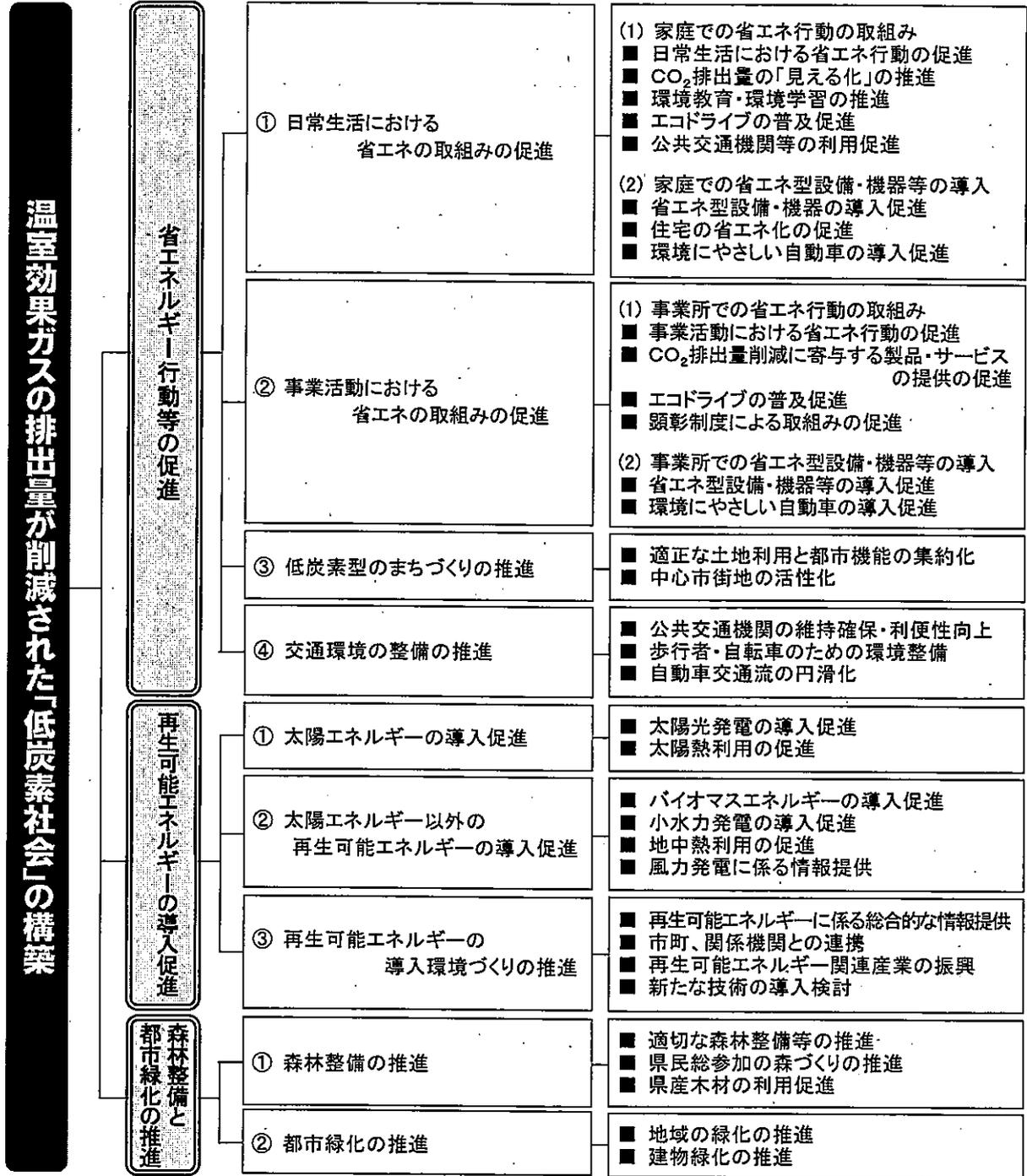
短期目標 (平成 27 (2015) 年度)

基準年 (1990 年度) 比で 8.8% 削減し、7,400 千 t-CO₂ とする。



※ 現状趨勢ケース：今後追加的な対策が講じられず、現状のまま推移すると仮定した場合の将来推計

■ 施策の展開(施策体系)



■ 推進体制

県民、事業者、国・県・市町等のすべての主体が、低炭素社会の構築という共通の価値観を持ち、相互の連携と適切な役割分担のもと、各種の施策や取組みを進める。

■ 進行管理

温室効果ガス排出実態を定期的に把握し、その達成状況を点検・評価しながら計画を推進する。
 また、本計画は、現状で把握可能な情報をもとに策定したものであり、今後の国のエネルギー政策の見直し状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。